

患者さまへのお願い



【一般名処方について】

当院では患者さまの自己負担軽減、医療費削減のため後発医薬品の使用を推進しております。調剤薬局で、後発医薬品が選択しやすくなるよう、基本的に商品名による処方ではなく、一般名処方処方せんを発行しています。一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者さまの必要な医薬品が提供しやすくなります。

【後発医薬品使用促進について】

当院では、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みを実施しています。現在、一部の医薬品について十分な供給が難しい状況が続いています。

当院では、医薬品の供給不足等が発生した場合、治療計画の見直しや、適切な対応ができる体制を整備しております。なお、状況によっては、患者さまへ投与する薬剤が変更となる可能性があります。変更にあたり、ご不明点やご心配などがありましたら主治医までご相談ください。

生活保護を受給されている方について、医師が医学的知見に基づいて後発医薬品を使用することができると認められた場合は、原則として後発医薬品が給付されることとなります。（生活保護法第34条第3項）

ご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。